

厚生労働省和歌山労働局発表

平成 28 年 4 月 19 日（火）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 職業安定部職業安定課 課長 榎本 一之 労働市場情報官 秦野 貴司 電 話 073(488)1160
--------	--

「平成 28 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針 ～魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり～」を策定

和歌山労働局（局長 中原正裕）は、「平成 28 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針～魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり～」を策定しました。

本実施方針は、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介事業その他の雇用施策と和歌山県の雇用施策が密接な関連の下、円滑かつ効果的に実施されるよう、和歌山県知事の意見を聞いて定めているものです。

和歌山労働局では、「地方創生の実現」を和歌山県と和歌山労働局の共通の目標として、各施策について和歌山県と連携することにより、魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施していきます。

【平成 28 年度の主な雇用施策】

- 1 女性の活躍促進
- 2 地域を担う人材の確保・定着への取組
- 3 働き方改革の推進
- 4 障害者に対する就労支援
- 5 職業訓練を活用した人材育成・就労支援
- 6 生活困窮者に対する就労支援
- 7 安心して働き続けることができる就労支援
- 8 企業に対する人権啓発

※ 詳細については、添付の「平成 28 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針の概要」及び「平成 28 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針」のとおりです。

平成 28 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針の概要

労働局と和歌山県とが連携を図ることにより、以下の施策について魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施する。

●女性の活躍促進

- ・ 「子育て女性等就職支援ネットワーク」の構築による情報の提供等、総合的かつ一貫した就職支援サービスの提供。
- ・ 「女性活躍推進法」における一般事業主行動計画の策定・届出の徹底及び認定制度、女性活躍加速化助成金、女性の活躍促進企業データベースの周知による認定取得、助成金活用等の積極的な取組の推進。

●地域を担う人材の確保・定着への取組

- ・ 県内主要経済団体に対する新規高等学校卒業者の求人拡大要請及びミスマッチ防止のための「応募前サマー企業ガイダンス」の実施。
- ・ 新規大学等卒業予定者等を対象とした「合同説明会」、「就職面談会」などの開催。
- ・ 「ジョブカフェわかやま」と「わかやま新卒応援ハローワーク」の密接な連携による効果的な就職支援、利用者の利便性の向上の推進。
- ・ 若者や生活困窮者に対する生活相談、職業相談による雇用機会の確保、雇用の場の創出及び就職支援の実施。
- ・ 「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力に関する協定」に基づく一体的なしごと・移住の支援の実施及びハローワーク内移住・定住窓口での総合的な支援の実施など、地方自治体による地方創生の取組への協力。
- ・ 介護・医療・保育・建設職種の人材確保に向けた支援の強化。

●働き方改革の推進

- ・ 「和歌山働き方改革宣言」に基づく正社員としての就業機会の拡大、非正規労働者の待遇改善に係る広報啓発の推進。

●障害者に対する就労支援

- ・ 雇用率達成指導、地域就労支援力の更なる強化による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行。
- ・ 障害特性や働き方に応じたきめ細かな支援策の充実・強化。
- ・ 改正障害者雇用促進法の周知及び円滑な運用。

●職業訓練を活用した人材育成・就労支援

- ・ 雇用吸収が見込まれる分野での職業訓練の推進、求職者の適性に応じた訓練への誘導。

●生活困窮者に対する就労支援

- ・ 生活困窮者に対するハローワークと地方自治体が一体となった早期就労支援による自立促進。

●安心して働き続けることができる就労支援

- ・ 職場のハラスメントの防止に向けた労使双方への防止対策等に関する周知・啓発。
- ・ 若者の「使い捨て」防止に向けた取組の充実。
- ・ がん・難病等に関する知識の普及啓発等によるがん患者・難病患者等に対する就労支援の充実。

●企業に対する人権啓発

- ・ 「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会」(局)、「企業における研修責任者研修会」(県)の同時開催による研修会の充実。

平成 2 8 年 度

厚生労働省 和歌山労働局

雇用施策実施方針

～ 魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり ～

平成 2 8 年 4 月

和歌山労働局

目 次

第1	趣旨	1
第2	平成28年度の主な雇用施策	
1	女性の活躍促進	1
2	地域を担う人材の確保・定着への取組	2
3	働き方改革の推進	5
4	障害者に対する就労支援	5
5	職業訓練を活用した人材育成・就労支援	6
6	生活困窮者に対する就労支援	7
7	安心して働き続けることができる就労支援	7
8	企業に対する人権啓発	8

第1 趣旨

雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、和歌山労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、和歌山県知事の意見を聞いて定めたものであり、国の講ずる雇用に関する施策と和歌山県（以下「県」という。）の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

平成27年6月には、県において「安定した雇用を創出する」、「和歌山県への新しい『人の流れ』を創造する」等、5つの基本目標を掲げた「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。

労働局では「地方創生の実現」を県と労働局の共通の目標とし、以下の施策について県と連携することにより、魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施する。

第2 平成28年度的主要雇用施策

1 女性の活躍促進

(1) マザーズハローワーク事業の推進

和歌山・橋本安定所に設置しているマザーズコーナーにおいて、県、和歌山市などの関係機関との連携により「子育て女性等就職支援ネットワーク」を構築し、子育てをしながら就職を希望する求職者に対し、保育所その他の子育て支援サービスに関する情報等の提供を行う。併せて、安定所の窓口において子育てをしながら就職を希望する求職者が相談しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、和歌山県若年者就職支援センター（ジョブカフェわかやま）に設置している女性専用窓口との連携を図りながら、事業を推進する。

また、事業主に対して、子育てをしながら働くことへの理解促進や求人条件の緩和に向けての働きかけとして、求人者への助言・指導等を行い、仕事と子育てが両立しやすい求人者の確保を促進するとともに、個々の求職者の希望を踏まえた職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。

(2) 企業における女性の活躍促進

本年4月1日から全面施行される「女性活躍推進法」で一般事業主行動計画策定・届出が義務づけられる従業員301人以上の企業について策定・届出等を徹底させるとともに、努力義務企業に対しても、人材確保に結びつきやすいメリット等を周知の上、早期の取組を促す。さらに、次世代育成支援対

策法の一般事業主行動計画との一体的な届出についても周知を図る。

また、認定制度、女性活躍加速化助成金及び「女性の活躍・両立支援総合サイト」内に掲載している「女性の活躍促進企業データベース」等の周知を行い、認定取得、助成金の活用等による積極的な取組を推進する。

2 地域を担う人材の確保・定着への取組

(1) 若者に対する就労支援

本県の将来を担う若者が、安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、県が実施する産業施策及び県教育委員会が実施する教育施策等と以下の施策について緊密な連携を図りつつ、包括的な支援を行う。

ア 新規学卒者に対する就職支援

(ア) 新規高等学校卒業者の求人要請

6月20日に求人受付が開始されることを受けて、県内主要経済団体に対して、労働局・県・県教育委員会の3者連名で求人枠拡大、早期の求人提出等の要請を行うとともに、県内66業種組合及び雇用保険被保険者10人以上規模の事業所に対して、3者連名での求人要請文書を送付する。

(イ) 新規高等学校卒業者への企業説明会の実施

企業への就職促進とミスマッチ防止による定着率向上を目的として、就職希望の高校生と企業が一堂に会する「応募前サマー企業ガイダンス」を県と共催で実施する。

(ウ) 新規高等学校未内定者への就職面談会の実施

新規高等学校未内定者の応募機会の確保と就職促進を目的として、和歌山市と田辺市において、県と共催で「新規高等学校卒業予定者企業説明会」を実施する。

また、12月～3月にかけて、和歌山・新宮・田辺・橋本地域で開催される一般求職者対象の就職面接会等に参加する企業に対して、未内定高校生向けの求人開拓を図る。

(エ) わかやま産業を支える人づくりプロジェクトとの連携

県が実施する「わかやま産業を支える人づくりプロジェクト」事業の下で、県内企業や高校との連携を強化しつつ、人材育成、企業情報の提供、職場定着の促進など、和歌山の若者が県内企業に就職し、将来の和歌山を支えるための取組を推進する。

イ 新規大学等卒業者への就職支援

(ア) 企業面談会の実施

「きのくに人材Uターンフェア」を始めとする新規大学卒業予定者を対象とした企業面談会を和歌山・新宮・田辺・御坊・橋本地域において開催し、優良企業の参加促進と利用者増加のための取組を県と連携を密にして行う。

(イ) U・Iターン就職の促進

大学等進学者の約9割に当たる県外進学者等に対して、当県へのU・Iターン就職を促進するためのガイドブックを県と共同で作成・配布する。

また、大阪で開催される県・労働局共催の「和歌山県U・Iターン就職企業合同説明会」に対して、県外進学者の積極的な参加勧奨を図る。

ウ 若年失業者に対する就職支援

「和歌山県若年者就職支援センター(ジョブカフェわかやま)」において、企業説明会や各種セミナーの開催等を行う若年者地域連携事業を引き続き実施する。

また、併設する「わかやま新卒応援ハローワーク」においては、県と密接な連携を図り、職業相談・職業紹介などの就職支援を効果的に行うとともに、利用者の利便性の向上を推進する。

エ ニート等の職業的自立支援

働くことに悩みを抱えている若者等の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」事業の周知・普及に努めるとともに、県内3か所に設置されている地域若者サポートステーションと安定所が連携し、職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導を行うなど効果的な支援を行う。

また、働くこと以外に様々な悩みや課題を抱えた若者に対しても、地域若者サポートステーションに併設している子ども・若者総合相談センターをはじめとする地域の様々な支援機関と連携して実施する。

(2) 地域における雇用創出と人材確保

ア 一体的実施事業

労働局の雇用に関する施策と県の雇用に関する施策を一体的に実施する事業について、両者で協定を結び、共同で運営している「ワークプラザ河北」を活用し、雇用機会の確保、雇用の場の創出、就職支援を実施していく。

県は、「ワークプラザ河北」において、就職活動中の若年者や生活困窮者に対して、生活や就職に関する相談業務及び情報提供を行う。また、労働局は、職業紹介を希望する者に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介による就職のあっせんを実施する。

さらに、県内各地で実施している就職フェアの継続実施、県内企業における新規採用者の離職防止の取組推進など、Uターン就職を含め県内就労支援について連携して強化していく。

イ 地方自治体による地方創生の取組への協力

地方自治体が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確

保、処遇改善などの自主的な取組に労働行政の立場から必要な支援を行う。

平成 27 年 11 月 1 日に和歌山県知事と和歌山労働局長との間で「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力に関する協定」が締結され、県が「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により設置したわかやま定住サポートセンターと、ハローワークサロンほんまち、ジョブカフェわかやま、わかやま新卒応援ハローワークが一体となってしごと・移住の支援を実施することとされたところである。労働局、安定所においては、県との緊密な連携協力のもとにこれら事業の実効ある推進を図る。

また、各安定所に設置した移住・定住窓口において、関係市町村等と連携し、就職支援を始めとする総合的な支援を実施する。

さらに、県が実施する戦略産業雇用創造プロジェクト（産業政策と一体となった雇用創造効果が高いプランのもとで、企業、大学等の関係者と連携し、企業の事業拡大や人材確保などを図る取組）への協力を行う。

ウ 介護・医療・保育・建設職種の人材確保に向けた支援の強化

(ア) 福祉人材確保の取組

県や地域の関係機関を構成員とする福祉人材確保推進協議会において、就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議し、地域の関係機関との連携の下で、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する支援を実施する。

介護分野においては、和歌山安定所に設置している介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者及び当該分野の求人者に対し重点的にサービスを提供する「福祉人材コーナー」で、就職支援セミナー、採用面接会を兼ねた事業所見学会等、マッチングを促進する取組を積極的に実施する。

医療分野においては、和歌山安定所内「福祉人材コーナー」及び県内 5 安定所で、和歌山県ナースセンターと連携して「ナースのお仕事相談」を実施するとともに、看護師資格保有者等に対して、和歌山県ナースセンターが実施する復職講習会、医療機関の求人情報の提供等を実施する。

(イ) 建設分野職種人材確保の取組

建設分野においては、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底等を図る「建設人材確保プロジェクト」の推進や「建設労働者確保育成助成金」の活用促進など、人材確保対策の推進を図る。

3 働き方改革の推進

少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減っている状況の中で、地域と企業の活力を高めていくためには、若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現し、地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保・定着させていくことが重要な課題である。

そのため、平成27年1月23日に「和歌山働き方改革推進本部」（本部長：和歌山労働局長、副本部長：和歌山県商工観光労働部長）を設置、同年6月2日には「第1回和歌山働き方改革会議」において行政・労・使により、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な条件のもとでの多様な働き方の普及、女性の活躍促進のための社内体制の整備などの内容とする「和歌山働き方改革宣言」が採択された。

また、平成28年2月12日には「第2回和歌山働き方改革会議」が開催され、正社員としての就業機会の拡大、非正規労働者の待遇改善に向け、県内企業において、①先例や慣行にとらわれることなく求人内容を見直すこと、②正社員転換など機会の付与、ふさわしい処遇等のあり方を検討することが今後の取組の方向として示された。

これらについて、県や関係団体等と連携し、広報啓発を強力に推進する。

4 障害者に対する就労支援

障害者に対する就労支援を推進していくため、法定雇用率の達成指導を厳正に実施するとともに、障害者が地域において自立して生き生きと暮らせるよう、県と連携し、地域における就労支援体制の強化を図る。

(1) 法定雇用率達成指導、地域就労支援力の更なる強化

ア 法定雇用率達成指導

障害者雇用状況報告の集計結果を踏まえ、法定雇用率未達成の企業に対する達成指導を強化し、法定雇用率の引き上げを図る。また、法定雇用率の達成を率先垂範し、障害者雇用を進めるべき立場にある公的機関に対しては、全ての市町村等が法定雇用率を達成するため、県と連携した指導を行う。

イ 地域就労支援力の更なる強化

「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行を一層推進するため、県及び市町村が策定した障害福祉計画等も踏まえながら、県の福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校、医療機関等と安定所が連携を図りつつ、関係機関のネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。

(2) 障害特性や働き方に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

ア 精神障害者の就労支援

安定所において、障害特性に応じたカウンセリング等きめ細かな支援を実施するとともに、県と連携の下、障害者就業・生活支援センターと安定所等関係機関が緊密に連携し、精神障害の特性に応じた雇用促進及び職場定着支援を図る。

イ 発達障害者の就労支援

発達障害者支援センター「ポラリス」等と連携し、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の活用により、雇用の促進を図る。

ウ 障害者の職業能力開発支援

県が実施する障害者を対象とした職業訓練について、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、求職障害者や企業に対し、制度の周知を図る。

(3) 改正障害者雇用促進法の周知及び円滑な運用

労働局及び安定所は、障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務の履行確保のための助言・指導等の実施や県、和歌山障害者センター、各障害者就業・生活支援センター等との連携による制度の周知を行う。また、雇用分野における合理的配慮事例の収集及び共有に取り組む。

5 職業訓練を活用した人材育成・就労支援

人材育成の重要性を踏まえ、離職者等の再就職が促進されるよう、雇用吸収が見込まれる分野での職業訓練を推進し、求職者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。

また、職業訓練を的確に実施するためには、地域における企業の具体的な人材ニーズを十分に踏まえた上で、これを戦略的に行うことが重要である。

(1) 地域ニーズに即した職業訓練機会の確保

県が実施する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）コースを設定するに当たり、地域ニーズに即した公共職業訓練となるよう、労働局及び安定所が把握した人材ニーズ、訓練ニーズ等の情報提供を積極的に行う。

また、地域職業訓練実施計画については、関係機関（県、労働局、教育訓練機関、労使団体、学識経験者等）による地域訓練協議会の場において、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な計画を策定する。

(2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進

安定所は、公共職業訓練又は求職者支援訓練を受講することが適当である

と考えられる求職者に対しては、積極的に訓練情報の提供を行い、適切な受講あっせんに取り組む。

また、訓練実施機関との連携の下、訓練修了者への再就職に向けた積極的な支援を行う。

6 生活困窮者に対する就労支援

福祉施策を担う県・市及び雇用施策を担う労働局・安定所が連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく生活保護受給者等への早期支援の徹底、生活困難者に対する相談支援の実施等、就労による自立促進を図る。

(1) 県・市との連携の強化

生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づき、県や和歌山市との連携体制による支援候補者の積極的な送り出しが図られるよう取り組む。

和歌山市役所内に共同で開設した「和歌山福祉・就労支援センター」において、和歌山市と安定所による生活保護受給者等に対する福祉施策と雇用施策の一体的支援等を効果的に実施する。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、8月の児童扶養手当の現況届提出時に、和歌山市への安定所の臨時相談窓口の設置及び市町村窓口における求職者支援訓練の周知等を連携して実施する。

(2) 生活困窮者に対する早期支援の徹底

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活保護相談・申請段階の者等に加え、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者に対しても、県・市と連携して早期の就労支援の徹底を図る。

7 安心して働き続けることができる就労支援

(1) 職場のハラスメント対策等

職場における、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントに関する労働者からの相談は依然として多く、また、近年、妊娠、出産や育児休業取得に関する職場での嫌がらせ（マタニティーハラスメント）についても社会的な問題となっており、マタニティーハラスメント対策が女性の活躍促進における重要課題となっている。

そのため、県・和歌山市と連携の上、これら、職場のハラスメントを未然に防止するため、労使双方への防止対策等に関する周知・啓発を行う。

(2) 若者の「使い捨て」が疑われる企業への対策

わかもの支援コーナー及びわかやま新卒応援ハローワークさらに県が設置している労働情報センターにおける労働相談において、「使い捨て」が疑われる事業所に関する情報が得られた場合、労働基準監督署に情報提供するなど、若者の「使い捨て」防止に向けた取組の充実を図る。

(3) がん患者・難病患者等に対する就労支援の充実

ア がん等長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就労支援
県では、和歌山県がん対策推進計画を策定し、企業に対する正しい知識の普及啓発や患者・家族の就労支援に対する連携強化など、がん患者に対する就労支援の充実を図っている。

和歌山安定所においては、和歌山県立医科大学付属病院（がん診療連携拠点病院）との間で、長期療養者就職支援事業実施協定を締結の上、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解促進のための取組を行うとともに、和歌山所に新たに配置する長期療養者支援担当の就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業紹介及び個別求人開拓などを実施する。

イ 難病患者等に対する就労支援

難病の患者については、和歌山安定所への難病患者就職サポーターを配置、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター等との連絡会議の開催等を通じ、難病に対する理解をより一層促進し、情報共有を図るとともに、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等の活用などによる就労支援の充実を図る。

このような取組を通じ、病気になっても働きながら安心して治療が続けられる社会環境づくりを推進する。

8 企業に対する人権啓発

公正な採用選考の確保を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に基づき、就職の機会均等を保障することが同和問題などの人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、取り組む必要がある。

このため、県と連携し、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会」（労働局）及び「企業における研修責任者研修会」（県）を合同開催するとともに、これらへの参加を積極的に促すことにより、研修会の充実を図る。